

## 議案第17号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
の制定について

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月12日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

刑法等の一部改正に伴い、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(富士見市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 富士見市職員の分限に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(富士見市表彰条例の一部改正)

第3条 富士見市表彰条例（昭和54年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。